

浴衣姿で

花火大会を

見ませんか

(無料で着付けを行います。)

7月28日(土)に開催予定の「うきは筑後川温泉花火大会」で、うきは市民大学一般教養学部の着物着付け教室の皆さんにご協力いただき、浴衣の着付けサポートを行います。希望される方は、事前にお申し込みください。

着付けサポート

◇日時 7月28日(土)

16時～18時まで受付

※雨天の場合は29日(日)に順延予定

◇場所 大石コミュニティセンター

1階和室

◇必要なもの(持ってくるもの)

浴衣、肌着、半幅帯、腰紐3本、だて締め1本、帯板(高校生以上)、げた

◇申込期限 7月26日(木) 17時まで

(先着30名)

※当日申込みはできません。

●問合せ・申込先

うきはブランド推進課地域振興係

TEL 7659059

国民健康保険 認定証の更新

(限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)

現在お持ちの限度額適用認定証等は、平成30年7月31日で有効期限が切れます。入院中などで引き続き認定証が必要な方は、8月31日までに更新手続きをされますようお知らせします。

※この認定証は交付を受けた月の初日から有効になります。

※国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。

また、現在70歳以上の方は、住民税非課税の方のみ認定証の交付対象となっていますが、平成30年8月から新たに上限額が変更となり、現役並みⅠまたはⅡの方も交付対象となります。なお、69歳以下の方については全員が交付対象です。

◇更新手続き期間

8月1日～8月31日

◇ご持参品

国民健康保険証、限度額適用認定証等、長期入院(90日を越える入院)の方は入院日数が確認できる領収書等

◇更新手続き場所

- ・うきは市役所 市民生活課 国保・年金係
- ・うきは市民センター2階 浮羽市民課

○平成30年8月からの70歳～74歳の方の1か月の上限額

適用区分		外来(個人ごとに計算)	入院+外来(世帯単位)
現役並み	Ⅲ)課税所得690万円以上の方	252,600円+(総医療費-842,000)×1% (多数回140,100円)	
	Ⅱ)課税所得380万円以上の方	167,400円+(総医療費-558,000)×1% (多数回93,000円)	
	Ⅰ)課税所得145万円以上の方	80,100円+(総医療費-267,000)×1% (多数回44,400円)	
一般	課税所得145万円未満の方	18,000円 (年間144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)
非課税 住民税※	Ⅱ		24,600円
	Ⅰ	8,000円	15,000円

認定証の交付対象区分

※住民税非課税世帯の方は、従来どおり限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

★認定証の交付を受けず上限額を超えて支払われた場合、後日、高額療養費として払い戻しの申請をすることができます。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 TEL75-4973